

令和5年業種別署別労働災害発生状況（3月末累計）

沖縄労働局

業 種	年・署別・局計等	令和5年(3月末累計)						令和4年(3月末累計)						局計対令和4年比較	
		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業		15	14	1		1	31	11	17	5	1	6	40	▽ 9	▽ 22.5
食 料 品 製 造 業		8	8	1			17	5	9	4		3	21	▽ 4	▽ 19.0
鉱 業							0						0	0	-
建 設 業		16	(3) 19	3		2	(3) 40	17	9	5	2	2	35	5	14.3
土 木 工 事 業		2	4	1		1	8	6		1	2	1	10	▽ 2	▽ 20.0
建 築 工 事 業		10	(2) 12	2		1	(2) 25	8	8	3		1	20	5	25.0
交 通 運 輸 事 業		5					5	2					2	3	150.0
陸 上 貨 物 運 送 事 業		8	1				9	8	1		1		10	▽ 1	▽ 10.0
港 湾 荷 役 業		1		1			2						0	2	-
林 業					1		1						0	1	-
農 業、畜 産・水 産 業						1	1	1		1			2	▽ 1	▽ 50.0
第三次産業（運輸を除く）		101	46	43	7	20	217	66	60	28	7	13	174	43	24.7
商 業		20	8			2	30	17	11	2			30	0	0.0
小 売 業		6	6			1	13	10	10	1			21	▽ 8	▽ 38.1
接 客 娯 楽 業		6	5	5	3	2	21	5	3	2	2	4	16	5	31.3
旅 館・ホ テ ル		1	1	3	3	1	9			1	1	2	4	5	125.0
飲 食 店		3	3	1		1	8	2	3		1	2	8	0	0.0
保 健 衛 生 業		58	25	34		14	131	32	34	22	1	8	97	34	35.1
社 会 福 祉 施 設		12	13	5		14	44	11	27	22	1	3	64	▽ 20	▽ 31.3
ビルメンテナンス業		6	1	1	1	1	10	2	4	1	2		9	1	11.1
そ の 他 の 産 業		11	7	3	3	1	25	10	8	1	2	1	22	3	13.6
全 産 業		(0) 146	(3) 80	(0) 48	(0) 8	(0) 24	(3) 306	(0) 105	(0) 87	(0) 39	(0) 11	(0) 21	(0) 263	43	16.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(「と畜」を除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況（3月末累計）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	沖 縄	はさまれ・まきこまれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1～9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れ、ベルトが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖 縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1～9	移動式クレーン（トラック積載型クレーン）を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回体の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したもの。
3	沖 縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1～9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリッパを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しをしようとしたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備 4月 5月 6月 7月 8月 9月 重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐ 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐ 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐ 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐ 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討
☐ 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐ 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンソシアム会、一般社団法人全国労働安全衛生協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測協工事業【後援】関係府庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R.5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐ ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を止め、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請